

金融市場NOW

# イラン制裁の適用除外は撤廃

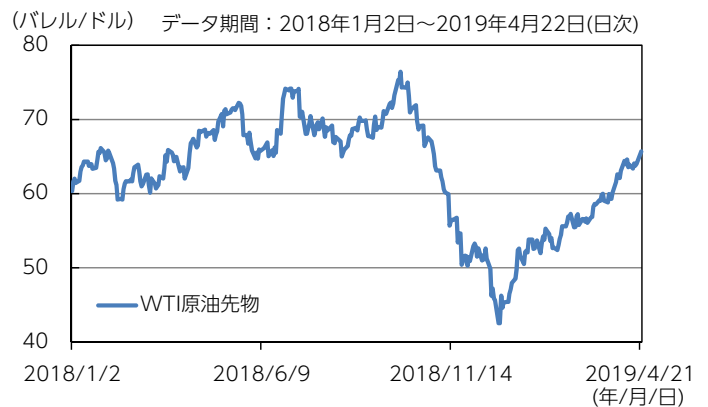
## トランプ政権はイラン制裁の適用除外を認めず

- ▶ トランプ政権は2018年11月に発動したイランへの制裁の中で認められた日本を含む8カ国・地域の原油取引に関する180日間の適用除外を撤廃することを公表。
- ▶ その結果、WTI原油先物は65ドル超の水準まで上昇。トランプ政権はサウジアラビアやアラブ首長国連邦(UAE)といった同盟国と協力して原油供給の安定(原油の増産)に取り組むことを併せて公表。

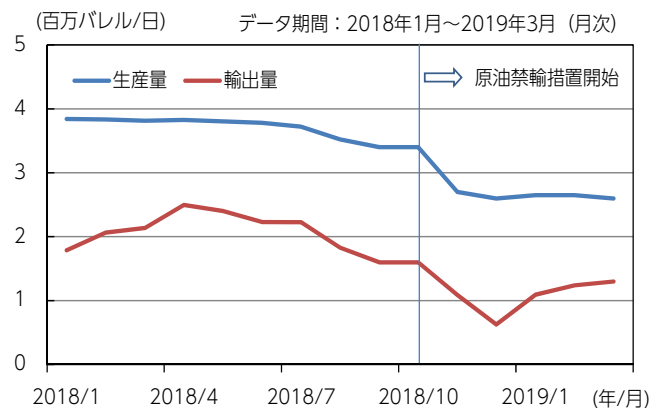
### ～ アメリカはイラン制裁の適用除外の撤廃を決定 ～

- 2019年4月22日、トランプ政権は2018年11月に発動したイラン産原油禁輸措置の適用除外を撤廃する方針を公表しました。トランプ大統領が原油価格が高すぎると発言していたこと、日本をはじめとして各国がイラン産原油禁輸措置の適用除外延長を希望していたことなどから、市場ではトランプ政権がイラン産原油を市場から完全に排除する可能性は低いとの見方が優勢でした。しかし、市場の想定とは逆に適用除外が撤廃されることとなったため、原油供給量が減少するとの思惑から、公表後WTI原油先物は2018年10月以来となる65ドルを超える水準まで高騰しました。(図表1)
- トランプ政権が発動した経済制裁後、イラン産原油は生産量・輸出量共に減少しています。(図表2) 2019年3月現在のイラン産原油の輸出量は日量130万バレルとなっていますが、これは現在実施中のOPEC(石油輸出国機構)プラス(OPEC加盟国+ロシア等のOPEC非加盟原油生産国)の協調減産量の日量120万バレルを上回ります。イラン産原油の供給がなくなることで不足する原油を安定的に供給するために、トランプ大統領はサウジアラビアやUAE等と協力して、原油の増産に努めることを公表しています。サウジアラビアが増産に応じた場合には、2019年6月に期限を迎えるOPECプラスの協調減産の延長協議に影響を及ぼす可能性があります。
- 一般的に原油価格の上昇はガソリン価格の上昇を通じて、消費者の消費行動に影響し(図表3)、米国景気拡大を妨げる要因になるものとみられており、2020年に大統領選挙を控えるトランプ大統領は原油価格高騰を望んでいないものと思われていましたが、禁輸措置の適用除外の撤廃に踏み切りました。今回の決定に対して中国やトルコが反発していること、イランからはホルムズ海峡(イランとアラビア半島の間にあるペルシア湾岸諸国の石油輸送路として重要な海峡)閉鎖を匂わす発言があったことは、今後の原油相場の波乱要因となりそうです。

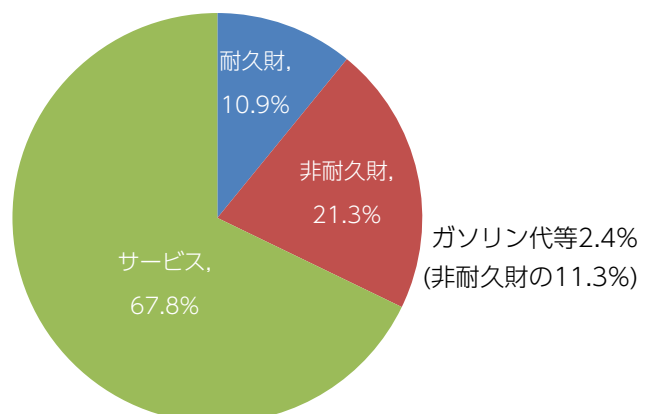
図表1：原油価格動向



図表2：イランの原油生産量及び輸出量



図表3：米国の個人消費支出に占めるガソリン代の割合(2017年)



出所) 図表1、図表2はブルームバーグのデータ、図表3は米国商務省のデータをもとにニッセイアセットマネジメントが作成

## 【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

## &lt;設定・運用&gt;



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>